

資料3

(仮称)自治基本条例における議会の責務等に関する  
規定(案)についての当委員会の意見等について

(はじめに)

この意見書は、議会の責務等の規定について、自治基本条例における責務規定の役割やその限界、他の主体の責務等とのバランスなどを考慮し、当委員会としての意見を取りまとめたものである。

議会としても、今後、当委員会の意見なども踏まえ、自治基本条例に規定される責務等の実効性を高める取り組みを積極的に推進されるよう要望する。

1 「議会の役割・責務等」について

(原案)

- 第 条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関として、その役割を果たし、市勢の進展及び市民自治の推進に努めます。
- 2 議会は、市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければなりません。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民及び専門家等の知見を生かすよう努めなければなりません。

(検討委員会としての意見)

市民参画の観点から、ここでは、公聴会等の積極的活用などを盛り込むべきではないかといった意見も出てきたが、第3項後段の「市民及び専門家等の知見を生かす」との表現の中に含まれるものと解釈し、責務規定の役割としての網羅性、汎用性に留意し、基本的に原案で良しとしたものである。

従って、議会がこの責務に基づき、具体的な措置を取る際には、当委員会の意見も踏まえ、市民参画の観点から、公聴会等の市民との対話の場を積極的に整備していただきたい。

(個別意見)

第1項目に執行機関の監視ということが役割として規定されている。規定すべき内容としてはこれで良いと言うことになるが、実際はそういう働きをしてきたのか非常に疑問である。議会自身が執行機関を監視する具体的な取り組みを議会基本条例などで明確にして欲しい。

全体に、書いてあることは、すばらしい。しかし、それが実行されていないことに問題がある。どうやって実効性を担保するのか。

市民は、議会に対して4年に1回の信任で全てをお任せしたというわけではないと思う。自分が選んだときと議会が違ったものになっていると感じることもある。市民が議会に対して関心を

持てる，市民が参加しやすい議会であってほしいと思う。

この条例の目的である市民が参画するということ，議会活動において市民が何処に参画することができるのかといったことがこの案では示されていない。そういう部分を盛り込む必要があるのではないか。例えば，公聴会を積極的にやるとかそんなことが盛り込まれていないのではないか。

議会は，単に代表質問とか一般質問とかをするだけではなく，例えば，当初予算の前後に，市民が自由に参加して議員の方と話し合う機会をぜひ作って欲しい。そうしないと議会が市民とますます遊離してしまうということを懸念している。

## 2 「市民に開かれた議会」について

(原案)

第 条 議会は，議会活動について市民に対する説明責任を果たすために会議を公開し，及び議会の保有する情報を積極的に提供するなど，開かれた議会運営を行わなければなりません。

(検討委員会としての意見)

「議会の保有する情報を積極的に提供するなど」を「議会の保有する情報の共有化を図るなど」に変更する。

【理由】

議会の監視は市民の役割である。市民が議会を監視するというのは，最終的には選挙権やリコール権の行使によって議会や議員を変えることが可能であるということに裏打ちされている。

しかし，個別意見でも明らかなように，現状では，市民が議会や議員を評価しようとしても，そのための情報が充分提供されているとは言えない。

そのため，市民の中には，議会に対して不信感を持つものも少なくない。原案では，「議会の保有する情報を積極的に提供する」としているが，悪く解釈すると，議会が恣意的に都合の良い情報だけを積極的に提供する可能性も否定できない。

そこで，ここでは，あえて「議会の保有する情報の共有化を図るなど」に変更し，議会の恣意性を排除するとともに，市民が望む情報（例えば，議会や議員を市民が評価できる情報）が共有されるよう意図したものである。

(個別意見)

議会運営を定める議会規則にも情報公開のようなものを載せているが，曖昧である。

実際の対応では，例えば，市議会だよりの中に，質疑が載せてあるが，その質問はどの会派，どの議員が行ったかも書いていない。また，採決されたという結果が載っているが，だれが賛成し，だれが反対したのかもまったく見えない。どうしてこうなったのかもわからない。これでは，市民が判断する正確な情報を出しているとはいえない。市民が議員を評価しやすい情報をきちんと提供してもらいたい。

### 3 「議員の役割及び責務」について

(原案)

- 第 条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 議員は、多様な市民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。
  - 3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究活動等を通じ、不断の研鑽に努めなければなりません。

(検討委員会としての意見)

第4項として、「議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。」といった文章を追加すべきである。

【理由】

議員は、市民の負託により議員としての役割を担っているという自覚を持ち、市民への説明責任を果たさなければならないものとする。これまでも議員は、選挙活動等を通じて、議員活動報告などを行っているが、開かれた議会を実現するためには、議会の情報公開のしくみを整備するだけでなく、議員自らが、広く市民への説明責任を果たす意味で、個別意見などにあがっているような市民の不信感を払拭する努力を行うべきである。その方法としては、議員個人によって様々な方法、形態等があるため、限定して規定するものではないが、ここでは、それらを踏まえ、議員は、その活動を通じて、開かれた議会となるよう努力することを求めるものである。

(個別意見)

議員は、市民の負託によって成り立っているという自覚が感じられない。それを直接規定するところまでは必要はないが、きちんと自覚をして欲しい。

議員に求められるものとして足りないものとしては、議員活動の活動報告だとか、政務調査費の収支報告書だとか、議会の活動説明書などの情報公開といった部分。これを、議員の役割・責務の部分に活動報告の情報公開といった項目として追加する必要がある。

(その他の意見)

ここでの直接検討すべき内容ではないが、いろいろここで出てきた問題を解決しようとする、最終的には三重県や栗山町で制定したような議会基本条例をつくらないと解決しないのではないかと思う。具体的な意見等については、今後、議会基本条例を制定するなどして、反映させて欲しい。